

## 令和3年度 第4回行政改革推進委員会 会議録（要旨）

- 1 日 時 令和3年7月14日（水） 18：20～20：42
- 2 場 所 旭川市総合庁舎議会棟第2委員会室
- 3 出席者 大森委員，奥山委員，古松委員，長谷川委員，初岡委員  
（事務局）総務部行政改革課 片岡部長，松田課長，水沢主任  
総合政策部財政課 土岐次長，小澤主幹，佐々木課長補佐，  
羽川主査，岩本主査，星野主査  
（所管課）社会教育部科学館 吉田次長，大野主査  
子育て支援部こども育成課 浅田課長，藤永係長，岩崎主任，長田  
子育て支援部子育て支援課 竹内次長，坂本主幹，藤澤主任  
福祉保険部障害福祉課 高越次長，浅沼係長，田中主査
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 会議資料  
次第  
資料1 令和3年度補助金等評価表（サイエンスボランティア旭川負担金）  
資料2 令和3年度補助金等評価表（旭川市保育体制充実補助金）  
資料3 令和3年度補助金等評価表（旭川市子どもの居場所づくり支援補助金）  
資料4 令和3年度補助金等評価表（障害者バス利用環境整備支援補助金）
- 6 議事要旨
  - (1) 令和3年度行政評価（補助金等の見直し）について
    - ア サイエンスボランティア旭川負担金について
      - (イ) 説明・質疑応答  
所管課から資料に基づき説明した後，質疑応答。概要は次のとおり。  
(委員)  
実験教室の講師もボランティアか。  
(所管課)  
職員による実施が基本だが，ボランティアが実施することもある。  
(委員)  
受益対象者数はボランティア人数で，補助金単位コストは市負担額をボランティア人数で割った数値か。ボランティア1人につき市が5～6万円を負担しているということか。  
(所管課)  
そうだが，サービスの受益者は不特定多数の来館者と考えている。例えば，ボランティアは常設展示室の案内・解説員など全来館者を対象とするサービスを提供し

ている。

(委員)

時期による来館者の増減もあるだろう。様々なボランティア活動の担い手を確保するのも大変だろう。

(所管課)

60歳以上のボランティアが多く、会員数も減っていることから、担い手不足は深刻な課題だ。ボランティアが活躍する機会を増やすなど、担い手の確保に努めていかなければならない。

(委員)

教育大学の学生はボランティアに参加している。市内の高校、高専、大学等との連携状況はどうか。

(所管課)

高専とは、卒業制作等を展示できないか協議している。他には、旭川南高の数学部が数字を使ったマジックショーを披露するなどの活動をしている。

(委員)

市が直接実施すれば人件費が掛かり市の負担額は増えるため、負担金という形で経費節減していると考えられる。概算払で500万円を支払っているとのことだが、平成29年度や平成30年度に収支が500万円で一致しているのはなぜか。

(所管課)

予算残額に合わせて、ボランティアが自主的に企画する事業の内容や材料費を調整しているようだ。なお、500万円のうち概ね100万円が材料費に当たり、こうした材料費は教室等で作品等となって利用者に渡ることとなる。

#### (4) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

社会教育の重要性から継続すべきだ。ボランティア活動にインセンティブを設けて推進することも考えられる。例えば、学生がボランティアに参加することを授業出席とみなすなどの取組もよい。

(委員)

ボランティアを増やそうとするなら、予算の確保という裏付けが必要。予算が確保されていない中でボランティアを増やせば、金銭面で負担をかけることにならないか。

(委員)

ボランティア活動は、科学館の事業活動に大きな影響を及ぼす。これまでの実績を見る限り、ボランティア確保の課題はあるが、現行どおり継続するのがよい。

## イ 旭川市保育体制充実補助金について

### (7) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後、質疑応答。概要は次のとおり。

(委員)

待機児童数の計上方法について、1人の児童が複数の保育所に入所を希望する場合、重複して計上されることはないか。

(所管課)

1人が複数の保育所を希望することはあるが、待機児童数はあくまで人数で計上することから重複しない。

(委員)

成果指標の交付団体数、入所児童数及び交付団体数実施率は増えている。少子化の中で増えるのはなぜか。

(所管課)

直近の約10年と比較し、少子化の中でも入所申込数が増えている。保育のニーズは大きくなってきたと認識している。

(委員)

認可保育所の定員は定められており、保育士の必要数は児童数により決まる。例えば、入所児童数が定員を1人上回るだけでも、保育所が基準の配置人数を超えて保育士を雇用するならば、対象になるということか。

(所管課)

保育所が基準を超えて児童を預かるためには、現実的には前もって保育士を確保し雇用する必要があることから、入所児童数にかかわらず保育士の雇用実態が対象になる。この補助金の主な目的は、保育所が基準の配置人数を超えて保育士を雇用することで、保育の質の向上及び保育士の処遇改善を図ることだ。

(委員)

目的があくまで保育体制の充実なら、待機児童の解消とどう関係するのか。

(所管課)

保育ニーズは出生などの理由から年度途中にも発生するため、基準の配置人数を超えて保育士を雇用しておかなければ、年度途中に発生する待機児童を受け入れられず、その解消にはならない。

(委員)

保育士の配置が国の基準どおりでなくとも市が補助金を出すということは、事実上、国の基準を緩和しているという捉え方もできる。実績から保育士の離職が多いとも読み取れるかもしれない。収入内訳の運営費とは何か。

(所管課)

市で支出する補助基準額には月額ごとの上限がある。この上限を超えた人件費を運営費として保育所等が負担している。

(委員)

事業の在り方として、この運営費を少なくするよう目指しているのか。

(所管課)

運営費を少なくするよう目指しているわけではない。

(委員)

入所率120%までの弾力運用とはどういうことか。

(所管課)

市町村の待機児童解消等のため保育所に定員を超えて入所する、いわゆる弾力運

用という考えは国の通知により定員の120%まで認められている。定員が100人だとすれば120人まで入所させる弾力運用が可能。ただし、当然受け入れる児童数に合わせて保育士を配置しなければならない。

(委員)

子どもが減っているのに、補助金額は右肩上がりなのはどうか。

(所管課)

子どもが減る中、入所児童数は平成23年4,605人、令和2年6,386人と増えている。

(所管課)

交付団体数が平成28年63団体、令和2年84団体と増えている影響もある。

(委員)

保育所を利用しておらず、希望もしていない児童もいるということか。

(所管課)

認可保育施設は利用に当たり保育要件が必要になるため、要件を満たさない世帯については不明だが、少子化が進む中でも保育ニーズが増大している状況ではある。

(委員)

交付団体数や入所児童数が増えている理由には、保育料等を引き下げるなどの基準緩和は影響しているか。

(所管課)

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始しており、そうした意味では入所に当たっての保護者の負担は軽減されている。

(委員)

認可外保育施設は対象としなくてよいのか。

(所管課)

児童福祉法に基づく認可を受けていない認可外保育施設は、保育の要件を満たさなくとも入所できる施設であり、また異なるニーズに対応するものと認識している。

(委員)

特定財源とは何か。

(所管課)

国及び北海道の補助金。

#### (1) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

継続すべき。ただし、無償化など様々な国の施策がある中で、3億円近い一般財源で市独自の施策を行っている。金額に見合った成果はあるのか、見直す余地はないか。

(委員)

全ての施設で入所率120%を目指すのではなく、保育所ごとの現状に応じて目標とする入所率を設定するという方法はどうか。

(委員)

必要性も公益性も認められるが、保育所等の実態を把握し、施設ごとの現状に見

合った補助になっているのか見直しは検討すべきである。

## ウ 旭川市子どもの居場所づくり支援補助金について

### (ア) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後、質疑応答。概要は次のとおり。

(委員)

福祉的観点から必要性は高い。知人が数年前から事業に関わっており、子ども食堂は以前からあったが、当時は補助金は支出されていなかった。平成29年度から支出するようになった経緯は何か。

(所管課)

子ども食堂は民間の取組として実施されてきた。子ども食堂間のネットワーク組織、大人食堂との関わりの中で、平成29年度から地域で子どもたちを見守る環境づくりを支援するため補助金の支出を始めた。

(委員)

子どもが食事について困っていた事例を児童相談所から聞いたことがある。これまで民間が実施していたところに補助金を支出するようになったのは、それだけ必要性が高まったからだと思う。児童相談所との連携などあるのか。

(所管課)

子ども食堂の活動自体は貧困等を要件とするものではない。しかし、子どもと接する中で信頼関係が生まれ、日常の様子が把握でき、様々な情報が得られるため、児童相談所と連携した子どもの支援につながることはあり得る。

(委員)

開催ごとの利用件数の増減は大きいのか。定員超過や定員割れは起こるか。

(所管課)

コロナ対策の必要性などから多くの団体は予約制で運営しており、そうしたことは少ない。

(委員)

他市の実施状況には道外市の類似事業が記載されているが、道内他市の状況などを整理して記載する方がよい。これでは比較参考が難しい。

(委員)

成果指標の中に参加した子どもの数がないが、把握しているのか。

(所管課)

参加した子どもの数でないが、事業実施者からはそれぞれ概ね50～100人ほどの参加があったと実績報告を受けている。

### (イ) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

市補助金（緊急対策）の特定財源は、基金でなく国からの交付金。コロナ対策部分は緊急的な対応であったと理解する必要がある。

事業全体としては、基本は民間の取組だとしてもその性質から行政からの支援が一定程度必要と考えるため、継続すべきだろう。

## エ 障害者バス利用環境整備支援補助金について

### (ア) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後、質疑応答。概要は次のとおり。

(委員)

精神障害者は増えているか。今後の見通しはどうか。

(所管課)

市の人口は減少する中、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にある。

(委員)

精神障害者の社会参加は促進できているのか。

(所管課)

精神障害者保健福祉手帳所持者が増え、そのバス利用回数も増えている。過去の分析結果では、特定の利用者が多く利用しているというよりは、色々な方が様々な路線で利用したと考えられる。その結果、社会参加は促進できていると認識している。

(委員)

バス会社が、ICカードを活用した手法によらず、精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用実績をどうやって把握するのか。

(所管課)

バスの運転手が目視で手帳所持を確認し、ボタンを押すことで計数する仕組みになっている。

(委員)

精神障害者が定期券を購入した場合も対象になるか。

(所管課)

定期券の利用は補助対象としていない。

(委員)

バス会社は、身体障害者と知的障害者の料金負担を軽減している。なぜ精神障害者には実施していないのか。

(所管課)

身体障害者などは障害の程度が基本的に変わらないが、精神障害者の障害の程度は変わりやすいことなどから、社会的な認識が遅かった。障害者手帳の制度の始期は、身体障害者手帳が昭和25年、療育手帳が昭和48年、精神障害者保健福祉手帳が平成7年。こうした流れの中にあって、各種支援制度の実施時期も遅くなっている。

(所管課)

精神障害に係る支援制度の実施時期が身体・知的障害に比べ遅れたため、バス事業者の負担による割引は、身体・知的障害者のみとなっている。国から3障害共通の取扱いを求める通知が出ているが、経営が厳しいことなどからバス事業者の負担による実施が難しいため、市の補助事業により実施している。

### (イ) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

公益性・必要性・効果はいずれも認められる。しかし，精神障害者についても，身体・知的障害者と同様の取扱いとするよう事業者への要請を継続する必要がある。